短期集中予防型訪問サービス

1. 短期集中予防型訪問サービスと訪問型サービスCの定義等

●短期集中予防型訪問サービスとは

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）のうち、短期集中予防サービス（訪問型サービスC）として実施するもの。

サービス内容	訪問による介護予防の取り組みが必要と認められる者の居宅を保健福祉等専門職が短期集中的（3月間）に訪問し、居宅での運動や生活動作の指導、生活環境等の改善提案を行う
利用者	要支援・事業対象者のうち、転倒骨折のリスクの高い方
事業主体	委託事業者（県柔道整復師会、県理学療法士会）
サービス提供者	柔道整復師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
ケアマネジメント	C
事業開始	令和６年１０月～

2. 短期集中予防型訪問サービスの種類

本サービスは「暮らし活性化コース」と「運動習慣定着コース」の2つのコースに分かれており、ケアマネジャーが利用者本人の状態や希望等を勘案して選択する。

	①暮らし活性化コース	②運動習慣定着コース
内容	心身機能と生活環境のアセスメントに基づき、転倒予防のための動作指導、生活環境の改善提案などを行う。	自宅でできる運動を指導し、一緒に運動を行うことで運動習慣の定着を目指す。
時間	1時間	1時間
回数	4週間で1回（最初の4週間は2回）	週1回
期間	12週間（全4回）	12週間（全12回）
サービス提供者	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	柔道整復師
サービス報酬	９，２００円	９，２００円
利用者負担	無料	無料
派遣事務局	愛知県理学療法士会	愛知県柔道整復師会

3. 短期集中予防型訪問サービスの対象者

【対象者】
要支援認定者または事業対象者のうち（1）~（4）すべてに該当する方
※基本チェックリストにおいて、運動器機能が低下しており、転倒リスクが高い方

（1）基本チェックリストの転倒に関する質問No.9、No.10のいずれかに「はい」と答えた方

（2）基本チェックリストの運動器の機能に関する質問N.6～No.10のうち3項目以上に該当する方

（3）介護予防訪問リハビリテーション、リハビリテーションを目的とした介護予防訪問看護（理学療法士等による訪問）のいずれも利用していない方

（4）過去に本サービスを利用したことがない者。ただし、利用後に要介護状態区分等に変更があった場合又は他のコースを利用する場合は除くものとする。

4. 他サービスとの比較

分類	短期集中予防型	短期集中予防型	ミニデイ型・運動型通所サービス	訪問リハビリ
	(暮らし活性化)	(運動習慣定着)		
実施場所	自宅	自宅	事業所	自宅
医師の指示	なし	なし	なし	あり
リハビリ・施術	なし	なし	なし	あり
費用負担	なし	なし	あり	あり
期間	3か月	3か月	6か月(延長あり)	医師の指示による
特記事項	生活動作への助言	身体トレーニングへの助言	他者との交流を含む運動等	身体への直接的な介入

5. 具体事例について

短期集中予防型訪問サービス (暮らし活性化コース)	短期集中予防型訪問サービス (運動習慣定着コース)
① 転倒への不安から浴槽でお風呂につかることを敬遠し、シャワー浴になった方について、浴槽への入り方等を助言した結果、入浴ができるようになった。	① 転倒リスクから2階で洗濯物を干すことをやめてしまった方について、階段の状況等を確認したうえで、トレーニング方法を助言した結果、また自宅の階段を利用できるようになり、洗濯物を2階で干せるようになった。
② 転倒及び転倒後の起き上がりに不安があった方について、自宅環境を確認したうえで歩き方や起き上がりの方法について助言したところ、転倒なく生活ができるようになり、お出かけ頻度も増えた	② 歩行時に痛みがあり、近所への買い物ができなくなってしまった方について、痛みの程度を細やかに把握しつつ、杖を使った歩行に向けたトレーニング方法を助言した結果、また買い物に出られるようになった。

➡ 自宅や周辺環境を踏まえ、本人が目指す日々の姿を具体的に想定し、そのために必要な助言等を行う。

ご清聴ありがとうございました